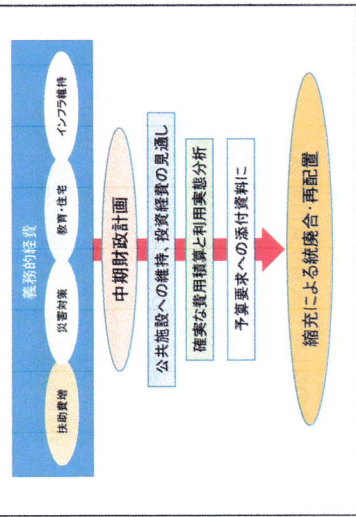
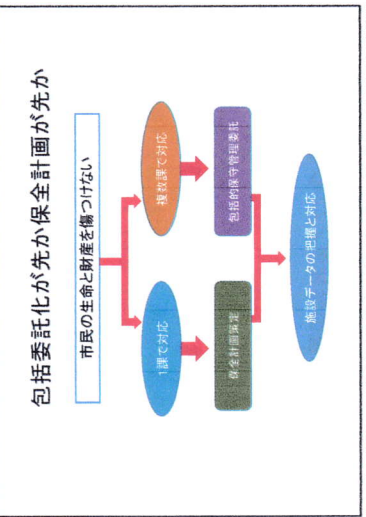


高裁判決

本件が、被告人の過失に起因する事故と判断すべきものであることは争いがない。この点も争論が展開するところではない。また、原告側が被告人の過失を主張するに当たって、原告側が提出した証拠資料の信頼性を争う必要はない。原告側が提出した証拠資料の信頼性を争う必要はない。原告側が提出した証拠資料の信頼性を争う必要はない。

しかしながら、その中にあって、本件事故の原因の一端が、閉鎖施設が原因として発生していることが、本件判決で明らかになった。その中で、本件事故の原因の一端が、閉鎖施設が原因として発生していることが、本件判決で明らかになった。



施設管理上の業務上過失(公務員)のリスク

平成19年7月、ふじみ野市大井プールで小学2年生の児童が給水口に吸い込まれ死亡するという事故が発生した。

このプールの管理は民間事業者へ業務委託していたが、最高裁は市の担当職員が業務上過失致死罪(禁固刑)を確定した。

施設所有者は、業務上、観客等の安全を確保できる施設を提供する責を負っている。

運動場の排水不良対策

1. 色別排水設備の設置
2. 学校管理課
3. 排水不良箇所

3,000万円～5,000万円(?)
→ わずか210万円!!!

限られた財源の範囲で、施設を更新・修繕する

| 5年度以降の経費 | 6年度 | 7年度 | 8年度 | 9年度 | 10年度 |
|----------|-----|-----|-----|-----|------|
| 9 | 8 | 7 | 6 | 5 | 4 |
| 8 | 7 | 6 | 5 | 4 | 3 |
| 7 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2 |
| 6 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | 0 |



老朽化への対策は急務

- 市民の生命と財産を脅かす「時限爆弾」
- 業務上過失致死罪が職員に適用される可能性
- 更新費用の財源確保が中心課題

経費削減から安全管理・業務改善へ

- 小規模修繕を組み込み、7名の削減が可能になった
- 専門家の目で、安全確保と修繕の優先度決定
- 修繕のスピードアップで、適用希望施設が増加
- 常駐事業者の指導で、簡易工事の費用が10分の1

優先順位の客観的判定が可能に

| 施設名 | 経費 | リスク | 優先順位 |
|-----|-----|-----|------|
| 1 | 100 | 高 | 1 |
| 2 | 80 | 中 | 2 |
| 3 | 60 | 低 | 3 |
| 4 | 40 | 低 | 4 |
| 5 | 20 | 低 | 5 |

公共施設マネジメント — 拡充から縮充へ

キーワードは、**時限爆弾、縮充、因数分解**

2022年4月26日 原 孝

第1の課題
市民の生命と財産を備わせない
市役所管理職を「刑事犯罪人」にしない

施設・設備の不備を解消する

公共施設の包括保守点検委託が第一歩に

| 施設名 | 面積 | 点検頻度 | 保守内容 |
|-----|------|------|-------------------|
| 1 | 1000 | 年1回 | 点検・清掃 |
| 2 | 800 | 年2回 | 点検・清掃・修繕 |
| 3 | 600 | 年3回 | 点検・清掃・修繕・点検 |
| 4 | 400 | 年4回 | 点検・清掃・修繕・点検・修繕 |
| 5 | 200 | 年5回 | 点検・清掃・修繕・点検・修繕・点検 |

誰が、施設の安全管理に責任を持つのか
仕様書も見直しもチェックできない
数本の無責任「契約」コストは数千万円に
庁内の合意形成のみで、実施可能、行政改革にも波及効果が

第2の課題への対応

保全計画の策定

- 学校、大規模施設から施設を抽出(人口10万で100施設程度)
- 建物診断の専門家「劣化診断」を委託
- 施設・設備を实地に調査(既存データと目標)
- 一定の基準で劣化度を点数化
- 優先順位の高い施設の複合化・多機能化プラン策定
- 対象施設以外は事後保全

第3の課題への対応

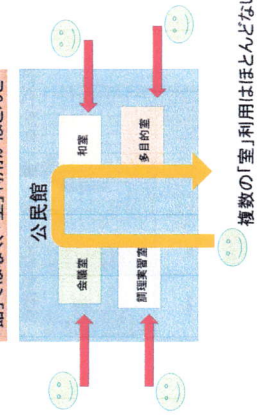
ポストコロナ社会では、「集客」が否定される

公共施設を「因数分解」することで、半減？

- ◆「現場」で、公共施設の利用実態を観察する
- ◆徹底的に機能を（因数）分解する
- ◆「施設名称」にとらわれない、利用実態が大抵機能「因数分解」し、機能実現のための施設を検討
- ◆デジタル化、AI化、交通、配送の変化を直視する
- ◆「コロナ禍」の影響での行動変容を組み込む

「公民館」が必要？「活動室」が必要？

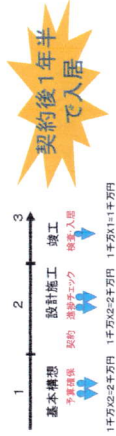
「館」ではなく、「室」利用がほとんど



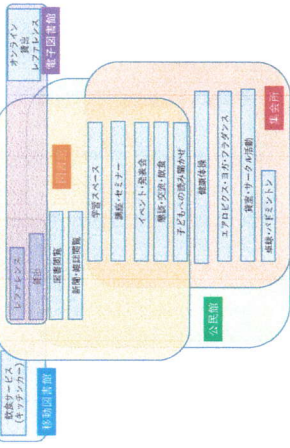
庁舎は必要なのか……新庁舎は慎重に

- ◆来庁者の8割は「証明書」の発行
コンビニ、オンラインで対応可能
- ◆来庁者の2割は福祉サービスの相談
必要な現場に出前・リモートで対応
- ◆窓口カウンターが不要なら面積は3割減る
オフィスに特化し、窓口は1箇所

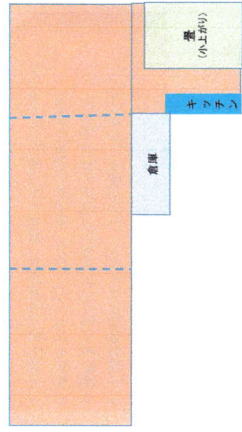
リース方式による庁舎整備（愛知県高砂市）



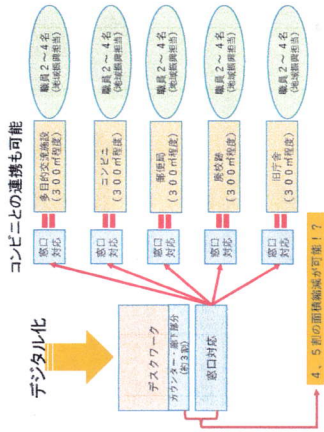
従来方式から2億円の人員削減（1000名削減）



「公民館」単独としての必要面積（150～200㎡）とレイアウト案



デジタル化



資産（施設）は所有すべきか？

- 「公有地拡大促進法」(昭和47年)で土地確保
公有地確保で、国交省(先買土地)と総務省(土地開発公社)で共有
- 公共施設整備への補助金と地方債で負担先送り
地方財源への支援、将来世代への負担の公平
- 行政サービスの安定供給に必要な資産形成だった
恒久的な行政サービスには「地産」が必要だった
- 民間資本の充実、資金の多様化、金融市場拡大
行政サービスから公共サービスへの変化
- 行政(官公)と民間との壁が縮小(→PPP)
収収確保の確保(産高北、サービス化で削減)



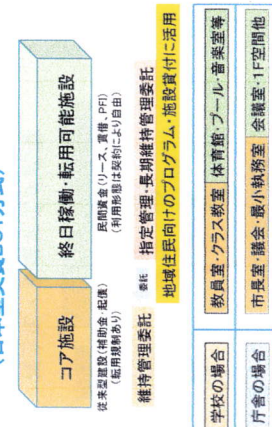
汎用「体育館」よりも、目的別スポーツ施設



時代の変化に対応するリース方式

- 愛知県高砂市で示されたメモレット
- 10年、20年の変化を想定した事業構想と費用平準化
- 終期設定の重要性（転用可能性も視野に）
- 期間設定ができれば、投資金額と将来負担が明確に
- 投資に見合った成果（建設費・時間コストの削減）
- 事業担当者への人員費削減は数千万円規模に
- 事業期間終了後に残る資産の活用も可能となる

従来方式とリースの組合せ（日本型実質BOT方式）



意味のない「一人当たり貸出冊数」

- 貸出登録率は20%程度
- 年に1回以上の利用はその半分程度
- 利用者の1割が9割の貸出を受ける
- 年30回以上は0.1%の事例も
- 貸出冊数よりも入館者数で評価すべき

30年後の学校をイメージする

- 知識習得と交流(社会性)機能は分離できる
- 効果的AI教材を前提とすれば教員の役割とは
- オンライン教育にどのような教室が必要か
- 100年前の教室レイアウトは見直すべき
- 4月1日、2日生まれで変わる学年とは
- 35人学級になって、教員は確保できるのか

従来型庁舎整備

